

令和6年度 第2回 東京航空局入札監視委員会
審 議 概 要

開催日及び場所	令和7年1月30日(木) オンライン会議(Teams)	
委員	委員長 橋 爪 宏 達 (大学改革支援・学位授与機構教授) 委員 江 川 淳 (弁護士) 委員 平 田 輝 満 (茨城大学大学院教授)	
審査対象期間	令和6年4月1日～令和6年9月30日	
審議概要		
抽出案件	総件数3件	
(1)工事	一般競争(総合評価落札方式)	1件
(2)建設コンサルタント業務等	一般競争(最低価格落札方式)	1件
(3)役務の提供等	一般競争(最低価格落札方式)	1件
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	・今回の委員会を通じて、入札という制度が曲がり角の状況にあることを改めて認識した。	

審議概要(別紙)

1. 工事(一般競争入札/総合評価落札方式)

東京国際空港供給処理施設管理センター下水処理施設工事

意見・質問	回 答
○発注する工事の規模はどのように伝えるのか。	○毎月、発注の見通しを公表しており、その「工事の概要」欄に具体的な数量等を記載することにより、事業者が工事の規模感を把握してもらえればよいと考えている。
○参加資格はどのように設定したのか。	○「水道施設工事業」又は「機械器具設置工事業」とした。下水処理場の施設を更新するメインとしては「水道施設工事業」に当たるが、脱臭装置の送風機類については工作物に機械を取り付けるというカテゴリーの工事も含まれることから2つ設定している。本工事は、当局としては三十数年ぶりの工事であるため、本職である下水道事業団の入札公告を参考にした。
○「東京航空局における競争参加資格を有する者であること」というのは、事業者を限定するものではないという理解でよいか。	○そのとおりである。
○入札公告をいつ出すかというのは案件によって異なるが、業者側からするといつぐらいに出されるのが一番よいというものはあるのか。	○工期も平準化されているということもあり、いつが一番よいというものはないというのがヒアリングで分かっている。入札公告を出された中で、今の手持ちや他案件と天秤をかけて入札に参加しているというのが現状である。
○予算の執行が始まるのが4月。結果的に発注が年度前半に固まるといった実態はないか。	○入札不調も考慮して、前半に集中しているという実態はある。
○単年度会計の考え方を打破するという事は難しいのか。	○本件に関しては2カ年の国庫債務。最近は必要な工期によって柔軟に判断してもらっている。
○民間との競争があつたり、維持管理の更新が増えてくる一方、事業者は人手不足で減っているという状況下において、根本的な解決策を政府ではどのように検討されているか、あれば教えてほしい。	○我々が発注するものについては何とか応札者を出したいという意気込みでやっており、事業者が手持ちを持っていないと想定する時期にターゲットを絞って発注したり、工事の規模感を示して魅力的な発注案件であるというアピールをするといった工夫をしながら不調・不落対策を行っている。

2. 建設コンサルタント業務等(一般競争入札/最低価格落札方式)

東京国際空港旧整備場地区用地造成等実施設計

意見・質問	回 答
<p>○一者応札となった理由の分析結果を踏まえた対応策をどのように考えているか。</p> <p>○一者も入札参加者がいなかったらどのような対応となるのか。</p> <p>○再度公告をする前からいろいろ対応を講じているということか。</p> <p>○基本設計も同じ事業者が受注したのか。</p> <p>○基本設計を受注している者に一定のアドバンテージがあると思うが、一般競争を続けていかなければいけないのか。</p> <p>○部門毎に責任者を配置するという条件は仕方がない。責任者に必要な資格の種類を増やすことによって門戸を広げることができないかと感じている。</p>	<p>○本件は、土木分野、上下水道分野、建築分野と多種多様な技術者が必要な案件であり、一体的に行う必要があったが、バラバラに発注した場合、土木分野は落札者があっても、他分野で落札者がなければ事業に遅れが生じるため、当局としてメリットは少ない。受注者側のメリットとしては、受注規模が大きくなるので利益率が高くなる。</p> <p>○解決策としては、今回は一体的にやる必要があって結果的に1者の応札者があったが、やれることはやったと考えている。根本的な解決策は想像がつかない。</p> <p>○再度公告をして再度トライする。 なお、不調不落の対応として、工事分野での説明でもあったが、毎月公表している発注見通しや X を活用したアピールにより、受注者が発注案件に興味を持ってもらうことを促進している。</p> <p>○そのとおりである。</p> <p>○そのとおりである。</p> <p>○アドバンテージがあったとしても、実施設計を受注可能な者は100社以上あり、10社以上が入札説明書をダウンロードしていることから、本業務に興味を持っていた事業者が一定程度いたということである。</p>

3. 役務の提供等(一般競争入札/最低価格落札方式)

令和6年度 丘珠空港他2空港救急医療等業務請負

意見・質問	回答
<p>○過去も航空保安協会が受注しているのか。</p> <p>○国管理空港も同様の業務を行っているのか。共用空港3空港まとめてやっているのか。</p> <p>○他の事業者が参加することによるインセンティブはないのか。</p> <p>○航空保安協会が請け負えなくなるような状況となった時に、他の事業者がいつでも参入できるような体制を整えることが重要ではないかと感じる。</p>	<p>○そのとおりである。</p> <p>○東京航空局管内に国管理空港で羽田と新潟がある。いずれも消防業務と救急医療業務の一部を職員が担うとともに、本件とは別に航空保安協会と契約している。共用空港は米軍や自衛隊が設置管理者として消防業務を担っているが、民航部分の救急医療業務は国交省が担うことになっており、本件契約を行っている。</p> <p>○航空保安協会だけが請け負えるというわけではない。自治体が管理する空港では別会社が請け負っており、また会社管理空港やコンセッション空港では、会社が子会社を作って業務を行っているというケースもある。</p> <p>○入札結果を分析していると一者応札にならざるを得ない事情がある案件もあるが、江川委員のご指摘のとおりその事業者が請け負えなくなるといったことが生じる可能性もあるので、その対策も必要。</p>